

平成20年度 国立大学法人総合研究大学院大学 年度計画

平成20年3月31日

文部科学大臣届出

国立大学法人法（平成15年法律第112号）第35条において準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第31条の規定により、国立大学法人総合研究大学院大学の中期計画（平成16年6月3日文部科学大臣認可）に基づき、平成20年度の業務運営に関する計画（以下「年度計画」という。）を定める。

総合研究大学院大学（以下「本学」という。）は、国立大学法人法第4条及び別表第1備考第2の規定により大学共同利用機関法人並びに独立行政法人宇宙航空研究開発機構及び独立行政法人メディア教育開発センター（以下「機構等法人」という。）が各地に設置する大学の共同利用の研究所その他の機関（以下「基盤機関」という。）との緊密な連係及び協力の下に、以下の年度計画に基づき業務を行う。

なお、本学は、機構等法人と締結した「総合研究大学院大学における連係協力に関する協定書（平成16年4月14日締結。以下「連係・協力協定」という。）」により大学院教育を実施する。

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

（1）教育の成果に関する目標を達成するための措置

- 本学の研究科の専攻を置く基盤機関のもつ優れた人的及び研究的環境を活用した博士課程教育を行い、高度の研究的資質、広い視野及び国際的通用性を兼ね備えた研究者の育成を図るために、平成20年度は次の措置を講じる。
 - ① 研究者としての高度の専門性を養成するために、本学の専攻を別表に掲げる基盤機関に置き、教育を実施
 - ② 高い研究レベルを保証するために、次の要件を踏まえた厳正な学位審査を実施
 - ・予備的審査・プログレスレポート等による学位取得に向けた進捗状況の管理の充実
 - ・公開発表の実施及び外部審査委員を含めた博士論文審査の実施
 - ・全研究科を対象とした優れた学位論文の発表会を実施し、研究成果を全学的に検証
 - ③ 分野横断的な広い視野を持った人材を養成するために、研究科共通の総合教育科目の開講や全学的な共同教育活動等により、専攻又は研究科の枠を越えた教育研究活動を実施
 - ④ 国際的通用性を養うために、基盤機関のもつ国際的研究センターとしての環境を活用して開催される国際的な会議や研究集会、並びに海外で開催される国際会議等における論文発表を奨励、支援

- ⑤ これまでの学生が関与した国際交流の実績を踏まえて、海外学生派遣活動を充実
- ⑥ 専攻単位の修了生追跡調査実施と全学的な取りまとめを実施

(2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置

- 基盤機関の特性・個性を最大限に發揮した教育を行い、高度の専門性と総合性・国際的通用性を修得させ、専攻や研究科を横断する教育研究活動を行うための教育体制を整備するために、平成20年度は次の措置を講じる。
 - ① 専門の総合性：各専攻が有する専門領域の広さと深さに基づく各専攻独自の特色あるカリキュラムを編成するために、博士論文のテーマや最新の学問動向に關係した授業科目を開設
 - ② 先導科学研究科生命共生体進化学専攻「大学院教育改革支援プログラム」（全教員参加型博士課程教育の構築）の促進
 - ③ 科学の総合性：専攻間でのカリキュラムの共有や専攻をまたがる教育研究指導体制を構築するために、研究科合同の教育活動や全学教育プログラム「科学と社会」の実践をはじめとする授業科目を開設
 - ④ 文化科学研究科の平成17・18年度「魅力ある大学院教育」イニシアティブの実施成果を踏まえ、スチューデントイニシアティブ実践教育プログラムとして事業を推進
 - ⑤ 人間の総合性：インターネットを利用した遠隔授業共通プラットホームの整備とコンテンツ開発及び短期合宿型集中講義（学生セミナー及び総研大レクチャー等）の開催を通して、学融合を目指すための全学共同教育研究活動を推進
- 世界的なレベルで国内外で活躍できるための国際的通用性を涵養するために、平成20年度は次の措置を講じる。
 - ① 基盤機関における国際的なセミナーなどへの参加を奨励、支援
 - ② 学生の国際交流に視点を置いた海外総研大レクチャーと海外学生派遣事業を実施
 - ③ 研究活動における学生のプレゼンテーション能力を高めるための教育を実施しその成果を検証
 - ④ 英語による口頭発表及び科学論文の書き方等に関する遠隔教育科目（集中講義の実施を含む）を開講
- 研究能力とチャレンジ精神に富んだ学生を受け入れるために、平成20年度は次の措置を講じる。
 - ① 本学の掲げる教育目標に即した厳正な入学者選抜の実施について教員に周知徹底
 - ② 入学者選抜は専攻の学問的特色を踏まえ、専攻ごとに個別試験を実施
 - ③ 各専攻毎に、入学者選抜方法の検討を行い必要な改善を実施
 - ④ 入学希望者を国内外から広く募集するために、大学案内や入学試験要項等

に関する日本語版と英語版ホームページの充実と海外修了生ネットワークや国内外で開催される国際会議の場を活用した広報の実施

- ⑤ 学力認定制度や長期履修学生制度などを活用して有能な学生を幅広く受け入れることに努力
 - ⑥ 社会人に学位を取得させることを目的とする短期在学コース制度の導入を検討
 - ⑦ アカデミックアドバイザーの配置及び社会人対象の授業料免除により社会人学生の学位取得を支援
 - ⑧ 高度な研究的人材を養成することができるカリキュラムの編成を視野に、弾力的な5年一貫制博士課程による教育を実施
 - ⑨ 学生の希望に応じて基盤機関訪問型の教育を推進
 - ⑩ 多様な履修科目の設置と学位論文テーマに関するプロセス管理を充実
 - ⑪ 専攻説明会及びオープンキャンパスの開催やインターネットの活用などの積極的な広報活動を実施
 - ⑫ 大学本部及び各基盤機関から構成される広報委員会の下で全学的な広報活動を推進
- 幅広い年齢層にわたる教員団とその高い対学生数比率を生かし、個々の学生の資質や能力等に応じた教育研究指導を行うために、平成20年度は次の措置を講じる。
- ① 主・副指導教員による個別指導と幅広い年齢層から成る指導教員団による集団指導のあり方を改善
 - ② 基盤機関の豊富な人的資源を活かした教育研究指導体制を充実
 - ③ 学生の意見を反映した教育を推進

(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

- 研究科及び専攻の特性に応じた基盤機関教職員の連係・協力体制を確立するために、平成20年度は次の措置を講じる。
- ① 基盤機関教職員の連係・協力協定による責任配置
 - ② 各専攻に配置している評価担当教員で構成する評価担当教員会議と大学本部が連携し、大学評価を円滑に実施する。
 - ③ 各専攻において質の高いより多様な教育ができるように、専攻間の兼任教員制度および専攻定員枠外教員制度の活用を奨励
- 各基盤機関が有する優れた施設・設備を教育に有效地に活用するために、平成20年度は次の措置を講じる。
- ① 基盤機関との連係・協力協定により基盤機関施設・設備を有効に活用
 - ② 基盤機関における研究環境を最大限に活用した教育を実施
- 個々の学生に即した柔軟な教育研究指導体制を充実するとともに、広く国外からの留学生を受け入れるための体制を整備するために、平成20年度は次の措

置を講じる。

- ① 学融合を目指した全学共同教育研究活動を推進
 - ② 総研大・法人間連絡協議会（仮称）の検討
 - ③ 評価担当教員会議等において評価に関する全学的な情報収集・調整及び評価改善策を実施
 - ④ 本学独自のティーチング・アシスタント及びリサーチ・アシスタント制度の実施
 - ⑤ 全ての研究科共通の総合教育科目として遠隔教育システムを構築し、その教育的有効性を検証するための試行実施及び他専攻開講科目の履修の支援を実施
 - ⑥ 学生個々の事情に配慮した教育研究指導体制を図るため、多様で柔軟なコースを設定
 - ⑦ 留学生の受け入れ体制の充実と国費留学生の優先配置を行う特別プログラムの円滑な実施
 - ⑧ 留学生を中心に構成する実施委員会を設置し、英語による学生セミナー等の全学事業を実施
 - ⑨ 学生便覧、通知・案内文書等の留学生への情報提供を充実
- 附属図書館の広域利用を図るために、平成20年度は次の措置を講じる。
- ① 基盤機関の図書室を網羅する電子ジャーナルと検索システムの充実
 - ② 博士論文の全文データベース化と情報ネットワークによる公開の推進
 - ③ 検索システムのバージョンアップ

◎特記事項

- 【1】本学の教育は日常的には本学の専攻を置く基盤機関の研究現場において、それぞれの特徴を生かして分散的に行われており、大学本部及び基盤機関間相互の緊密な連係の下に実施体制・教育研究環境の維持・改善が行われる。
- 【2】研究科の教育組織としての実体化と効率化を図るため、各専攻の独自性を重んじつつも、研究科長を介した階層的な教育運営組織で運用される。

(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

- 教育面での個々の学生の支援を行うとともに、生活面においても支援を促進するために、平成20年度は次の措置を講じる。
- ① 改正学生移動経費規則に基づく教育研究支援対象活動の拡充及び実施
 - ② 在学生アンケート調査結果の評価改善タスクフォースでの分析・検討を踏まえた学生支援を改善

- ③ 指導記録簿についてその導入を検討
- ④ バランスのとれた個別指導と集団指導を実施
- ⑤ 学生間の交流支援事業の成果把握と学内競争的資金による財政的な措置の実施
- ⑥ 文化科学研究科における学生支援相談員体制の導入を踏まえ、専攻を越えた学生交流支援を促進
- ⑦ 留学生個別に対応できるチューター制度を実施
- ⑧ 入学前の留学生に対するアドバイス体制の充実
- ⑨ 本学教員の派遣、学生の渡日経費支援並びにIT環境の活用など、多角的な入学前面接の実施
- ⑩ 学生の個別事情に応じた教育課程や研究時間との調整に関する問題点を改善
- ⑪ メンタルヘルス相談の実施と生活相談教員を配置
- ⑫ 留学生に対し、社宅向けUR住宅の借り上げを行うとともに、機関保証制度を実施
- ⑬ 私費留学生に対する支援方策を実施

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

- 基盤機関で行われている世界的な水準にある研究を基礎に博士論文研究を指導するとともに、諸分野を有機的に総合化し、学際的・先導的な学問分野を開拓するために、平成20年度は次の措置を講じる。
 - ① 学位論文の成果を各々の研究分野における学術雑誌への投稿指導、研究成果を発表するためのプレゼンテーション能力を高めるための研究指導を充実・学術雑誌への掲載状況を把握
 - ② 基盤機関間の研究交流を支援し、全学共同教育研究活動を行うための拠点として葉山高等研究センターの活用を一層促進
 - ③ 大学の戦略的研究を展開するために、葉山高等研究センターにおける研究プロジェクト制度を積極的に実施するとともに、合同フォーラムの企画・実施

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

- 学生の研究環境を整備するとともに、研究成果を公表するために、平成20年度は次の措置を講じる。
 - ① 基盤機関が有する施設・設備の有効利用
 - ② 学生の学会等における積極的な研究成果の発表を奨励
 - ③ 本学学生の優れた研究に授与される長倉研究奨励賞発表会及び、全研究科の学生を対象とした学位論文の発表を行う学術交流会の開催
- 大学院教育を通じて基盤機関における基礎研究の活性化を目指し、平成20年度は次の措置を講じる。
 - ① 広い視野を持った研究者を育て、新しい発想や学問の芽を育成するために必要な措置を講ずる
 - ② 全学共同教育研究活動等を通じて専攻・研究科の枠を超えた教員と学生間交

流を推進

- ③ メジャー・マイナー制度の実施
- ④ 全学事業担当教員会議において、全学共同教育研究活動への教員・学生の参加を推進・支援
- 全学共同教育研究活動の戦略的、効率的実施とその評価体制を構築するとともに、共同研究等の支援体制を強化するために、平成20年度は次の措置を講じる。
 - ① 全学共同教育研究活動に係る経費の戦略的な投資を実施及び実績報告書の公表
 - ② 葉山高等研究センターにおいて、大学としての戦略的研究を行うとともに、基盤機関間の交流を推進
 - ③ 知的財産の管理体制の整備

◎特記事項

- 【1】本学教員の主要部分は本学の専攻を置く基盤機関における研究が本務であることから、本学の教育とは関係がない研究部分については基盤機関の活動とみなされる。
- 【2】本学の研究科ならびに全学共同教育研究活動は、機構等法人間及び基盤機関間の研究上の連係・協力を促進する役割を果たす。

3 その他の目標を達成するための措置

社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置

- 社会的に重要な問題に対して戦略的な基礎研究を開拓し、その成果を一般市民に分かり易く伝えて社会への成果還元を図るために、平成20年度は次の措置を講じる。
 - ① 成果の社会への還元に関する具体的方策
 - ・社会的に重要な課題に対する総合的基礎研究を推進するために研究プロジェクトを推進
 - ・学術研究と社会との係わりに関する研究プロジェクトを推進
 - ・大学として研究成果を取りまとめた総研大ジャーナルを刊行
 - ② 基盤機関における総研大レクチャーの開催や地域社会からの要請による公開講義の推進
 - ③ サイエンスカフェ等の社会貢献活動の場におけるアンケート調査などを通じて、本学の社会的な貢献度を検証し、必要な改善を実施
- 社会と密接に連携した大学づくりのために、平成20年度は次の措置を講じる。
 - ① 湘南国際村フェスティバルへの参加と先導科学研究科を中心とした学術講演会の開催
 - ② 大学本部の教員による出講・体験入学及びサイエンスカフェを実施するとと

もに、地元からの理解と協力の獲得に向けた地域交流に関する新しい取組を検討

- ③ 神奈川県下の国公私立大学間の学術交流協定に基づく大学間での特別聴講学生又は特別研究学生制度の充実を図るため、幹事校を支援
- ④ 研究科の専攻における他の国公私立大学間での教育研究上の交流支援の実施

- 各専攻の有する学術的な国際性や大学本部が位置する湘南国際村の環境を活用し、国際交流の充実を図るために、平成20年度は次の措置を講じる。
 - ① 基盤機関が持つ国際性を活用した学生の国際交流の推進
 - ② 国際学術交流協定の活用を促進
 - ③ 「J S P S サマー・プログラム」を独立行政法人日本学術振興会と共同開催するとともに、外国人参加者と本学学生との研究交流を推進

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

- 学長のリーダーシップの発揮と全学的かつ戦略的事業の実施体制を確立し、戦略的で迅速な意思決定システムを構築するために、平成20年度は次の措置を講じる。
 - ① 経営協議会について、活性化することにより大学運営の強化を図る
 - ② 機動的な運営を実現するため、役員のほかに特定事項について学長を補佐する教員として学長補佐（全学事業担当、評価・改善担当、学生支援担当）を配置
 - ③ 学長、理事の役員のほか、副学長、学長補佐、研究科長、附属図書館長及び事務局で構成する運営会議を中核として全学的事項の審議の促進
- 機動的・戦略的な研究科運営体制を構築するために、平成20年度は次の措置を講じる。
 - ① 研究科の実質化を確保する観点から、研究科専攻長会議を中心とした研究科運営体制を推進
 - ② 研究科教授会で審議すべき事項と研究科長・研究科専攻長会議で専決する事項の整備に基づき、効率的な審議を展開
 - ③ 研究科長又は専攻長の下に必要に応じて副研究科長又は副専攻長等を配置し、研究科及び専攻の運営体制の充実と継続性を担保
- 教職員による一体的な運営体制を構築するために、平成20年度は次の措置を講じる。
 - ① 法人経営的な観点から大学運営の専門知識を有する事務職員を、運営会議や種々の会議の構成員として大学運営の企画立案に参画させるとともに、高等教育、法人運営などに関する職員セミナーを企画・実施する
 - ② 大学本部の業務組織として、事務局のほかに推進室等を維持し、教員と事務

- 職員が連携して業務を実施
- ③ 各研究科の対応窓口を介した、大学本部と研究科長との連係・協力を一元化の下、効果的に推進
- 全学的視点での予算配分を検討しつつ、平成20年度は次の措置を講じる。
- ① 各研究科専攻への予算は、学生数を基準に配分
- ② 一定の比率を全学共同教育研究活動の共通経費として留保し、学内公募型の競争的資金として予算を重点的に配分
- 企業会計制度（国立大学法人会計基準）に基づき適切に処理するために、監査法人等の示唆や意見を法人経営に反映する。
- 内部監査機能の充実を図るために、法人業務・財務会計に関する内部監査体制の充実を図る。
- 情報ネットワークを大学運営に活用するために、平成20年度は次の措置を講じる。
- ① 学生の各種届出、連絡等を効率的に実施する情報ネットワーク体制を活用
- ② テレビ会議システムを活用した各種会議の開催
- ③ セキュリティ機能を強化した情報ネットワークシステムの運用及びSINE T 3への移行の検討

◎特記事項

本学全体の運営は、大学本部と基盤機関との緊密な連係及び協力の下に行われており、各専攻毎に教員・事務職員の協働により教育現場固有の運営体制の見直し改善が行われる。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

- 本学の教育及び研究に関する基本的な目標を達成するため、平成20年度は次の措置を講じる。
- ① 学長のリーダーシップの下に大学院教育の実質化について展開
- ② 全学共同教育研究施設（葉山高等研究センター）の基盤整備と支援体制の推進
- ③ センタープロジェクト、「科学と社会」、全学事業の実施組織の在り方と先導研業務を含む事務支援組織の整備
- ④ 教員配置については、現行の兼任教員制度および専攻定員枠外教員制度の活用を推進

3 人事の適正化に関する目標を達成するための措置

- 本学の教育及び研究に関する基本的な目標を達成するために、平成20年度は次の措置を講じる。
 - ① 人事評価システムを検討し実施
 - ② 評価結果に応じた処遇方法を検討し実施
 - ③ 非常勤職員の処遇の反映方法を検討し実施
 - ④ 専門業務型裁量労働制における教員の活動方針を検討し、教員の適正配置について検討
 - ⑤ 事務職員の人材育成に関する研修の実施

◎特記事項

本学のほとんどの教員は、基盤機関に所属しているためその適正配置は、機構等法人との連係・協力協定に基づく。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

- 基盤機関との連係・協力を前提に、大学本部業務体制の見直しを行うとともに、事務の効率化・合理化を推進するために、平成20年度は次の措置を講じる。
 - ① 基盤機関と密接に連係・協力した事務体制を整備し、十分な情報交換を推進
 - ② 事務処理の電子化・ペーパーレス化を拡大し、事務の効率化・合理化を推進
 - ③ 業務の点検評価等により、業務の見直しを行うとともにアウトソーシングを活用

III 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置

1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

- 研究助成データベースの内容充実と本学における萌芽的研究の中心的となる情報公開を実施。

◎特記事項

本学教員のほとんどは機構等法人の基盤機関に研究本拠を持つため、外部資金の多くは機構等法人として獲得される。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

- 総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成21年度までに3～4%の人件費の削減を図るため、平成20年度は次の措置を講ずる。

- ① 総人件費改革の実行計画を踏まえ、人件費の削減の方策を策定し、平成17年度に比べて今年度は3%以上の削減を図る。
- 教職員の経費節減への意識改革を図るとともに、事務・事業、組織等の見直しを行うために、平成20年度は次の措置を講じる。
 - ① 役員会直轄の予算委員会において、長期的展望に基づいた予算計画と執行計画を策定
 - ② 情報ネットワークシステムを整備し、業務の効率化及び業務コスト削減を推進

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

- 資産の効果的・効率的かつ安全な運用管理を図るために、平成20年度は次の措置を講じる。
 - ① 役員会直轄の施設・設備マネジメント委員会において策定した計画に基づき、効率的・効果的な施設・設備利用を推進
 - ② 余裕金に関しては、安全な金融機関及び郵便貯金において管理

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

- 大学の継続的な質的向上を目指し、十分な透明性と公平性及び実効性を備えた評価システムを確立するために、平成20年度は次の措置を講じる。
 - ① 大学本部の改善体制を整備
 - ② 評価担当教員を専攻の評価担当責任者として、各種評価作業及び評価担当教員会議における連絡調整の実施
 - ③ 国立大学法人評価等の評価結果をホームページで公表
- 評価結果の大学運営への活用を図るために、平成20年度は次の措置を講じる。
 - ① 評価改善タスクフォース報告書のアクションプランに基づき、評価と改善の両者を有機的に実施する体制の整備
 - ② 総研大・法人間連絡協議会（仮称）の検討

◎特記事項

本学の教育とは関係が無い研究面の評価は、基盤機関において独立して行われる。

2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

- 全学的な広報体制を確立し、インターネット等を活用して大学情報の公開に努

めるために、平成20年度は次の措置を講じる。

- ① 個人情報保護に配慮した大学情報公開及び創設時のアーカイブズの構築のための体制整備
- ② 教育研究成果を積極的に公表
- ③ 透明度の高い最新の大学情報をホームページに掲載
- ④ 広報連絡会の下に、基盤機関と連係しつつ社会への発信を組織的に推進

V その他業務運営に関する重要目標を達成するための措置

- 1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置
 - 葉山キャンパスにおいては、環境安全協定を遵守しつつ整備計画を策定し、施設の有効利用を図るために、平成20年度は次の措置を講じる。
 - ① 地域の公共機関等への情報提供を図り、公共的な教育研究活動等の利用に提供
 - ② 役員会直轄の施設・設備マネジメント委員会の検討に基づき既存施設の改修及び必要に応じ施設の増設計画を策定
- 2 安全管理に関する目標を達成するための措置
 - 教職員・学生の健康安全管理、事故防止、環境保全の充実を図るために、平成20年度は次の措置を講じる。
 - ① 大学部局単位における安全管理体制の検証
 - ② 安全管理に対する意識を向上させるため研修を実施
 - ③ 学生に対する組織的な安全教育を実施

◎特記事項

本学の日常的な教育は基盤機関で行われているため、各専攻ではその施設整備並びに安全管理計画を本学の基盤として必要かつ十分なものとなるように努めている。

VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 別紙参照

VII 短期借入金の限度額

- 1 短期借入金の限度額 5億円
- 2 想定される理由

運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることも想定される。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画はない。

IX 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

X その他

1. 施設・設備に関する計画

施設・設備に関する計画はない。

2. 人事に関する計画

① 計画的な採用を行いつつ、職務の特性に応じて、有期契約職員を活用する。

② 関係機関との間で人事交流を行い、多様な人材を確保する。

③ 職員の能力の向上を図るため、研修事業の活用を図る。

(参考1) 平成20年度の常勤職員数 59人

また、任期付職員数の見込みを 3人とする。

(参考2) 平成20年度の人件費総額見込み 616百万円 (退職手当は除く)

(別紙) 予算、収支計画及び資金計画

1. 予 算

平成20年度 予算

(単位：百万円)

区分	金額
収入	
運営費交付金	1, 905
施設整備費補助金	0
施設整備資金貸付金償還時補助金	0
補助金等収入	50
国立大学財務・経営センター施設費交付金	0
自己収入	272
授業料、入学金及び検定料収入	250
財産処分収入	0
雑収入	22
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	48
引当金取崩	0
長期借入金収入	0
貸付回収金	0
承継剰余金	0
目的積立金取崩	36
計	2, 311
支出	
業務費	1, 650
教育研究経費	1, 650
一般管理費	563
施設整備費	0
補助金等	50
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	48
貸付金	0
長期借入金償還金	0
国立大学財務・経営センター施設費納付金	0
計	2, 311

[人件費の見積り]

期間中総額 616百万円を支出する。(退職手当は除く)

(うち、総人件費改革に係る削減の対象となる人件費総額 443百万円)

2. 収支計画

平成20年度 収支計画

(単位：百万円)

区分	金額
費用の部	
経常費用	2,354
業務費	2,091
教育研究経費	1,431
受託研究経費等	44
役員人件費	59
教員人件費	241
職員人件費	316
一般管理費	188
財務費用	0
雑損	0
減価償却費	75
臨時損失	0
収入の部	
経常収益	2,318
運営費交付金収益	1,875
授業料収益	215
入学金収益	28
検定料収益	7
受託研究等収益	44
補助金等収益	50
寄附金収益	2
財務収益	0
雑益	22
資産見返運営費交付金等戻入	45
資産見返補助金等戻入	2
資産見返寄附金戻入	8
資産見返物品受贈額戻入	20
臨時利益	0
純利益	△36
目的積立金取崩益	36
総利益	0

3. 資金計画

平成20年度 資金計画

(単位：百万円)

区分	金額
資金支出	2, 553
業務活動による支出	2, 280
投資活動による支出	31
財務活動による支出	0
翌年度への繰越金	242
資金収入	2, 553
業務活動による収入	2, 275
運営費交付金による収入	1, 905
授業料、入学金及び検定料による収入	250
受託研究等収入	44
補助金等収入	50
寄附金収入	4
その他の収入	22
投資活動による収入	0
施設費による収入	0
その他の収入	0
財務活動による収入	0
前年度よりの繰越金	278

(別表) 研究科の専攻の収容定員及び専攻を置く基盤機関

研究科	専 攻	収容定員	専攻を置く基盤機関
文化科学 研究 科	地域文化学専攻（博士課程）	9人	国立民族学博物館
	比較文化学専攻（博士課程）	9人	国立民族学博物館
	国際日本研究専攻（博士課程）	9人	国際日本文化研究センター
	日本歴史研究専攻（博士課程）	9人	国立歴史民俗博物館
	メディア社会文化専攻（博士課程）	9人	独立行政法人デジタル教育開発センター
	日本文学研究専攻（博士課程）	9人	国文学研究資料館
物理学 研究 科	構造分子科学専攻（博士課程）	15人	分子科学研究所
	機能分子科学専攻（博士課程）	15人	分子科学研究所
	天文科学専攻（博士課程）	15人	国立天文台
	核融合科学専攻（博士課程）	15人	核融合科学研究所
	宇宙科学専攻（博士課程）	15人	独立行政法人宇宙航空研究開発機構宇宙科学研究本部
高エネルギー 加速器科 学研究 科	加速器科学専攻（博士課程）	6人	加速器研究施設
	物質構造科学専攻（博士課程）	9人	物質構造科学研究所
	素粒子原子核専攻（博士課程）	12人	素粒子原子核研究所
複合科 学研究 科	統計科学専攻（博士課程）	15人	統計数理研究所
	極域科学専攻（博士課程）	9人	国立極地研究所
	情報学専攻（博士課程）	30人	国立情報学研究所
生命科 学研究 科	遺伝学専攻（博士課程）	33人	国立遺伝学研究所
	基礎生物学専攻（博士課程）	33人	基礎生物学研究所
	生理科学専攻（博士課程）	33人	生理学研究所
先導科 学研究 科	生命共生体進化学専攻（博士課程）	12人	上記18基盤機関との緊密な連係及び協力の下に教育研究を行う。
	生命体科学専攻（博士課程）	5人	
	光科学専攻（博士課程）	5人	